

いわてお試し居住体験事業 Q & A

Q 1 事業の対象になる人はどのような人か。

A 1 岩手県外から、岩手県内への移住定住を希望している方で、「いわてお試し居住体験による県営住宅等の一時使用に関する要領（以下、「要領」という。）」第4に掲げる要件を満たす人になります。

Q 2 事業申請者（世帯主）は、岩手県外に居住しているが、入居者は、申請者の他、岩手県内在住の家族等と同居する予定としているが、事業の対象になるか。

A 2 基本的には事業の対象となりますが、同居予定者等の住宅の状況等を確認の上、判断させていただきます。（同居予定者の住居へ住むことが可能である場合には、御遠慮願います。）

Q 3 他県出身者であるが、現在、岩手県内在住である。事業の対象となるか。

A 3 県外から、新たに岩手県内への移住定住を希望・検討している方を対象としておりますので、申請時点で岩手県内にお住まいの方については、対象とはなりません。

Q 4 岩手県出身者で住民票を岩手県内に残したまま、岩手県外で就職・居住しているが、事業の対象となるのか。

A 4 住民票により岩手県外居住者であることを確認出来ない場合には、県外に居住していることが分かる書類（最新の郵便物の写し数通や賃貸住宅契約書の写し等）の提供をお願いします。

Q 5 岩手県外在住ではあるが、転勤又は出稼ぎ等により、岩手県内で生活する場合は、事業の対象となるか。

A 5 当該事業は、将来的に、岩手県内に移住定住を希望している方に、岩手県内での生活を体験いただくことを目的に実施しているものですので、岩手県外に転居することが決まっている方が、当該事業を使って一時的に岩手県内に住む予定であるという方については、御遠慮願います。

Q 6 事業での入居期間終了後はどのようなになるのか。

A 6 当事業における入居期間中に、岩手県内での移住定住に向けて、県内に住居や仕事を見つけていただくことを想定しておりますので、終了後そのまま入居は出来ません。

なお、1年経過以降は、家電等の設置はなく、また、使用料が改定（概ね、増額）になりますが、県営住宅に継続して住むことが可能となる場合※があります。

※1 原則、他のアパートに転居いただきます。空き戸数が多いアパートの場合は、そのまま継続入居が可能となる場合があります。

※2 継続して県営住宅に住むには、収入要件等の審査が必要になります。場合によっては入居不可となります。

Q 7 入居期間中に他県営アパートへの転居は可能か。

A 7 家電等の移設作業や、退去後の修繕等費用が発生しますので、当該事業による他県営アパートへの転居は出来ません。

当該事業を活用しない、一般の入居に切り替えて転居することは可能です。ただし、収入要件等の審査が必要となり、場合によっては入居不可となります。

Q 8 入居後、入居期間の変更は可能か。

A 8 短縮又は延長（ただし、入居可能期間内に限る）することは可能です。

ただし、期間を変更する場合は、家電等リース品手配の事務があることから、1か月前までには県に対して連絡願います。

Q 9 家電の故障又は部屋の調度品が壊れた場合の対応はどのようになるのか。

A 9 故意又は過失による毀損は使用者が対応し、それ以外は、県が対応します。

Q 10 募集期間はいつまでになるか。

A 10 毎月の募集はホームページに掲載した日までとしますが、満室になりましたら募集を中止します。なお、その後、空室が発生した場合には、再度募集する場合があります。

Q 11 使用料以外に必要な経費は何か。

A 11 県に対してお支払いいただく費用は、①部屋の使用料 ②（駐車場を使用される方のみ）駐車場使用料がかかります。

なお、自治会費や共益費等が発生します。共益費等については、お住まいの自治会等から請求されます。また、光熱水費等生活に必要な費用は自己負担となります。

Q 12 県公式 SNS 等による情報発信とはどのようなものか。

A 12 県公式 Facebook 「いわてのわ」等において、岩手県内での生活の様子や魅力を複数回紹介いただくものです。その際に、掲載する記事や写真等の作成等に御協力いただくものです。

Q13 子育て世代枠における同居する子どもの年齢について、「入居許可された年度の年度末時点において18歳以下の子どもに限る。」とあるが、当該記載内容について詳しく確認したい。

A13 子どもの年齢については、入居期間中における年度末時点（3月31日時点）において、18歳以下とするものです。

具体的には、

- ・平成20年度生まれの子どもと同居する家庭の場合、令和8年度末（令和9年3月31日）時点で子どもの年齢が18歳であることから、今年度中の入居は可能となるが、令和9年度末時点で19歳となるため、1年を超えての入居（更新）は不可となること。
- ・平成21年度生まれの子どもと同居する家庭の場合、令和8年度末時点で子どもの年齢が17歳であり、また、令和9年度末時点で18歳であることから、2年目までの入居（更新1回）は可能となること。
- ・平成22年度生まれの子どもと同居する家庭の場合、年度末時点で18歳となる令和10年度までの入居（3年目までの入居（更新2回））は可能となること。

以降同様の考え方で入居年数が最長で6年間まで更新可能とするものです。なお、最長6年間までの更新が可能となる子どもの年齢は、現時点において平成26年度生まれの子どもと同居する家庭の場合となります。

なお、子育て世代枠の子どもの年齢については、同居している子どもの中で、一番年少の子どもの年齢とします。

Q14 家電等については、いつまで使用可能か。
（更新期間中（子育て世代枠による2年目以降）も使用可能か）

A14 家電やWi-Fiの利用等については、入居1年目に限ります。

Q15 世帯で複数台の車を保有しているが、駐車場は何台まで利用可能か。

A15 駐車場の利用は1世帯1台までとなります。

なお、団地内の駐車場の利用状況に応じて、後日、複数台利用希望の調査等を行い、その結果、2台目の駐車場の利用が可能となる場合があります。

Q16 要領第10第2項第1号に記載の「別表第1に掲げる職種に就職した者」とは何か。

A16 厚生労働省編職業分類（令和4年改定）に記載の下記職種に就職した方を指します。詳しくは、建築住宅課にお問い合わせください。

【医療分野】	
職業分類番号	小分類
022	保健師、助産師
023	看護師、准看護師
028-99	その他の保健医療関係助手（ただし、助産師助手、リハビリ助手のみ）
【介護分野】	
024-04	理学療法士
024-05	作業療法士
024-06	視能訓練士
024-07	言語聴覚士
049	福祉・介護の専門的職業
050	施設介護の職業
051	訪問介護の職業
052-01	家政婦（夫）、家事手伝い（ただし、介護を行う者のみ）
028-01	看護助手
【保育分野】	
029-01	保育士
030-03	保育補助者、家庭的保育者
【建設分野】	
008	建築・土木・測量技術者
090	建設躯体工事の職業
091	建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
092	土木の職業
094	電気工事の職業
【警備分野】	
059	警備員
063	その他の保安の職業
【運輸分野】	
082-01	荷物配達員
082-02	ルート配送員
083	貨物自動車運転の職業
084	バス運転の職業
085	乗用車運転の職業
086	その他自動車運転の職業

Q17 要領第 10 第 2 項第 1 号の就業状況の確認方法は何か。

A 17 広域振興局土木部・土木センターから入居者あて送付された行政財産使用許可指令書の内容に変更が生じるため、改めて行政財産使用許可申請書の提出が必要となります。その際、雇用契約書（勤務条件通知書、労働条件通知書）の写し等就業先、職種が判断できる書類を提出願います。

Q18 要領第 10 第 2 項第 1 号及び第 4 号に掲げる職種を退職した場合はどのようなになるか。

A 18 退職された場合は、次回更新は認めません。ただし、第 1 号又は第 4 号に掲げる業種からの退職後、同号に掲げる業種に転職した場合は、この限りではありません。詳しくは建築住宅課まで御相談ください。